

提出不要

事業者登録規約（給湯省エネ 2025 事業）

給湯省エネ 2025 事業（以下、「本事業」という。）は、高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金交付要綱（令和4年12月2日 20221111 財資第11号）に基づき、給湯省エネ 2025 事業事務局（以下、「本事務局」という。）が登録し公表する高効率給湯器（以下、「対象製品」という。）の導入を行う住宅の購入、リフォーム工事又はリース利用（以下、「補助事業」という。）に対する補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を行う事業です。

第1条 給湯省エネ事業者

1. 給湯省エネ事業者は、次条に定める共同事業者と補助事業を共同して行う事業者として本事務局に登録された者をいいます。ただし、当該登録により、本事務局及び国（以下、「本事務局等」という。）は、給湯省エネ事業者として登録された事業者に対して何らその優良性を認定するものではありません。
2. 給湯省エネ事業者としての登録を希望する者は、事業者登録規約（住宅省エネ 2025 キャンペーン）（以下、「本キャンペーンの登録規約」という。）に基づく住宅省エネ支援事業者としての登録を申請する際に、又は住宅省エネ支援事業者としての登録を受けた後に、本事業への参加を申告することによって、登録を受けるものとします。
3. 本事業者登録規約（給湯省エネ 2025 事業）（以下、「本規約」という。）に基づき、給湯省エネ事業者として登録されるためには、以下の①及び②の要件（以下、「参加要件」という。）が満たされていなければなりません。登録後に参加要件のいずれかが満たされなくなった場合には、当該登録事業者は、直ちに本事務局にその旨を通知しなければならないものとします。本事務局は、当該通知を受けた場合、又は参加要件のいずれかを満たさなくなったことが明らかな場合は、速やかにその登録を停止（本規約第10条第2項に規定）するものとします。
 - ① 本キャンペーンの登録規約に基づき住宅省エネ支援事業者として登録を受け、かつ当該登録の要件を充足しており、当該登録を抹消されていない者であること
 - ② 過去3カ年度内に経済産業省資源エネルギー庁所管事業補助金（以下、「資源エネルギー庁補助金」という。）において、以下のいずれにも該当しない者であること
 - (a) 交付決定の取り消しに相当する理由で資源エネルギー庁補助金の返還を求められたことのある者
 - (b) 当該資源エネルギー庁補助金の規約その他これに類するものに反して、又は怠慢、虚偽の申告若しくはその他の不正な手段により、資源エネルギー庁補助金の交付を受け、又は受けようとするなどの行為（以下、「不適切な行為」という。）を行った者
4. 前項②(a)又は(b)のいずれかに該当する者であっても、当該資源エネルギー庁補助金の事務事業者又は国が、以下のいずれかに該当すると判断し、本事業への参加について制限しない旨の通知を行った者については、当該(a)又は(b)に該当しない者とみなします。
 - (i) 前項②(a)の補助金の返還が、補助事業の全部又は一部の取りやめに伴って求められたものであった場合
 - (ii) 前項②(a)の補助金の返還が、第三者の重過失、その他自らの責に帰すべき事由によらずに求められたものであった場合
 - (iii) 前項②(b)に該当する者が、自らが意図せず行った不適切な行為について、その認知（事務局等からの指摘によるものを除く）から1カ月以内に事務局等に申告し、十分な再発防止措置を講じた場合
 - (iv) 前項②(b)の不適切な行為が、本事業に関わる従業員及びその取引先等（以下、「従業員等」という。）が独自の判断で行ったものであり、前項②(b)に該当する者による十分な再発防止措置が講じられた場合
 - (v) 不適切な行為に情状酌量の余地があり、十分な再発防止措置が講じられた場合

第2条 共同事業者

共同事業者とは、本事業の利用を希望する消費者等（以下、単に「消費者等」という。）のうち、給湯省エネ事業者と工事請負契約、不動産売買契約又はリース契約を締結し、共同して補助事業を行う住宅所有者等をいいます。

第3条 給湯省エネ事業者の義務

給湯省エネ事業者は、以下①～⑨に掲げる事項全てについてその責任と義務を有します。

- ① 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金交付規程（以下、「交付規程」という。）本事務局が作成するマニュアル及び規約（本規約を含む。）並びに本事務局等が

行った告知・発表等（以下、「手引き等」という。）に定める事項を遵守すること

- ② 対象製品の導入による省エネ効果及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく省エネ性能ラベル又は省エネ部位ラベルの概要について、消費者等に正しい説明を行うことにより、その理解を促進するとともに、補助事業に係る省エネ性能ラベル又は省エネ部位ラベルを発行し、これを配布すること
- ③ 共同事業者から依頼を受けた本補助金の交付申請手続きを遅滞なく、また適正に実施すること。また、当該手続きの進捗に関する共同事業者からの問い合わせに誠実に対応すること
- ④ 本事務局が本事業のホームページやメール等を通じて行う連絡事項を確認すること
- ⑤ 本事務局から交付された本補助金について、共同事業者との取り決めに基づき、速やかに還元すること
- ⑥ 本事務局等が、本事業の適正かつ円滑な運営のために行う調査（補助対象となる住宅への現地確認や事業所への立ち入り検査を含む。）に応じること
- ⑦ 事務局等が、本事業の効果検証のために行う事業（共同事業者へのアンケートを含む。）に協力すること
- ⑧ 共同事業者に対して前2号の協力を依頼すること
- ⑨ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがなされ、又は自らこれらの申立て若しくは特別調停の申立てをしたときは、直ちに本事務局に通知するものとし、本事務局の要請に従って、当該給湯省エネ事業者が交付申請を行い、又は交付決定を受けた本補助金の交付事務について、本事務局に必要な協力をを行うこと

第4条 共同事業実施規約の締結

1. 給湯省エネ事業者と共同事業者は、交付規程に定める「共同事業実施規約」（以下、「共同事業実施規約」という。）を締結することにより、共同事業者は給湯省エネ事業者に対して本補助金に係る一切の手続きを委託します。
2. 前項の委託に伴い共同事業者に手数料及びその他諸経費（振込手数料等）の負担が生じる場合、給湯省エネ事業者はその内訳をよく説明し、共同事業実施規約に総額を明記しなければなりません。

第5条 交付申請の手続き

1. 前条より委託を請けた給湯省エネ事業者は、遅滞なく本事務局が提供する本補助金の交付申請のためのWebシステム（以下、「住宅省エネポータル」という。）により、本事務局が定める期限までに、本事務局に対して交付申請を提出しなければなりません。
2. 本事務局は、提出された交付申請書類に不備又は不足を発見した場合、住宅省エネポータルを通じた通知又は電話により確認を行うことがあります。給湯省エネ事業者は本事務局からの確認について、指定される期限までに回答しなければなりません。

第6条 本補助金の還元方法

給湯省エネ事業者が、前条の交付申請により本補助金の交付を受けたとき、給湯省エネ事業者は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②のいずれかの方法により共同事業者に還元しなければなりません。還元方法については、共同事業実施規約の締結時に双方で確認する必要があります。

- ① 契約に係る共同事業者の給湯省エネ事業者に対する債務に充当する方法
- ② 現金で支払う方法

第7条 本事業の留意点

給湯省エネ事業者は、本補助金の交付申請にあたり以下①から⑦の留意点について理解しておかなければなりません。

- ① 本事業の予算には限りがあり、令和7年12月末以前であっても、交付申請（交付申請の予約を含む。以下、本条において同じ。）が予算上限に達した段階で受付を終了すること。よって、可能な限り早い時期に本補助金の交付申請を提出することが望ましいこと
- ② 本補助金の交付額は、交付申請を行った額から減額されることが

- あること
- ③ 補助金の還元方法が第6条①である場合、給湯省エネ事業者は本補助金の交付から還元までの期間について本補助金を保持しなければならないこと
 - ④ 交付規程第16条第3項、第18条第4項及び第23条第5項に基づく本補助金の返還は、原則、給湯省エネ事業者が行わなければならぬこと
 - ⑤ 本規約第9条②に該当する疑いがある場合、本事務局は給湯省エネ事業者又は共同事業者及びその関係者（給湯省エネ事業者の取引先、提出した証明書の発行元等）に対して、当該交付申請の情報を提供し、調査及び確認を行うことがあること
 - ⑥ 本規約第9条③に該当する疑いがある場合、本事務局は当該他の補助金の所管先に対して、当該交付申請の情報を提供し、合同して調査及び確認を行うことがあること
 - ⑦ 本規約第10条に定める処分を受けた給湯省エネ事業者は、停止から3カ年度内に実施する資源エネルギー庁補助金及び国が行う他の補助金事業に対する参加や交付申請が制限される場合があること

第8条 従業員等への周知

給湯省エネ事業者は、従業員等に対して、給湯省エネ事業者の業務、義務、留意点、禁止事項等について、周知と教育を徹底しなければなりません。

第9条 禁止事項

- 給湯省エネ事業者（給湯省エネ事業者になろうとする者を含む。）及びその従業員等は、以下①から⑨に掲げる行為を行ってはなりません。
- ① 不正、虚偽により給湯省エネ事業者の登録を受け、又は登録を申請すること
 - ② 自らの不正、虚偽により、又は共同事業者の不正、虚偽を知りながら本補助金の交付を受け、又は本補助金の交付申請（交付申請の予約を含む。以下、本条において同じ。）をすること
 - ③ 同一の補助事業に対して、国庫補助を財源とする他の補助金と併用して交付申請を行い、重複して補助を受けること
 - ④ 消費者等に対して、本事業の制度及び本事務局等の名称、商標、又は称呼等を用いて、当該給湯省エネ事業者が取り扱う補助事業の優良性又は有利性を誤認させるおそれのある言動、表示及び広告をすること
 - ⑤ 本事務局等に対する債権を、第三者に譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供すること
 - ⑥ 本事務局等に対する一切の権利及び義務並びに本規約に基づき締結される本事務局との間の契約上の地位について、本事務局の同意なしに第三者に対して譲渡し若しくは移転し、又は担保に供すること
 - ⑦ 法令若しくは法令に基づく処分等に違反する又はそのおそれのある行為
 - ⑧ 本事務局等及び消費者等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける言動をすること
 - ⑨ その他、本事務局等が本事業の趣旨に反すると判断する行為、及び本事務局等との信頼関係を損なう一切の行為

第10条 不適切な行為に対する処分

1. 本事務局は、不適切な行為を伴う補助事業に対して、その交付申請（交付申請の予約を含む。以下、本条において同じ。）を却下し、既に交付決定を行った場合にあっては、交付規程第18条に基づき、その交付決定の一部又は全部を取り消します。なお、不適切な行為があった場合、他の構成事業の所管庁及び事務事業者と不適切な行為による情報を共有する場合があります。
2. 本事務局は、本事業において不適切な行為を行った給湯省エネ事業者について、その地位を停止することができます。
3. 本事務局は、本キャンペーンの登録規約第3条第2項に該当する住宅省エネ支援事業者からの本事業への参加申告を拒否又は却下し、又はその地位を停止することができます。
4. 給湯省エネ事業者の地位の停止に伴い、当該給湯省エネ事業者に対して、以下①から⑥に定める処分の全部又は一部を科します。
 - ① 給湯省エネ事業者としての公表の停止
 - ② 不適切な行為が行われた事実、及び本事務局等による当該給湯省エネ事業者に対する処分の公表
 - ③ 他の構成事業の所管庁及び事務事業者に対する処分の通達
 - ④ 本事業の交付申請（不適切な行為があった補助事業以外の補助事業に係る交付申請を含む。）の全部又は一部に対する本補助金の不交付
 - ⑤ 本事業の交付決定（不適切な行為があった補助事業以外の補助事

業に係る交付決定を含む。）の全部又は一部の取り消し

- ⑥ 交付した本補助金の全部又は一部の返還命令

第11条 補助金の返還

1. 本事務局は、交付決定を取り消され、又は交付規程第23条に定める取得財産の処分に反した補助事業に対して、その補助金の全部若しくは一部について交付せず、その交付を停止し、又は交付した本補助金の全部若しくは一部の返還を命じます。
2. 前項による返還命令を受けた給湯省エネ事業者は、速やかに本補助金の全部又は一部を本事務局に返還しなければなりません。なお、本規定は、本事務局が、給湯省エネ事業者から補助金の還元を受けた共同事業者が、当該補助金を返還することを妨げるものではありません。
3. 本事務局は、第1項の補助金の返還にあたっては、交付規程第18条第5項に定める「加算金」の支払いを求めることができます、その期限を指定するものとします。なお、当該期限までに返還されない補助金については、交付規程第18条第6項に定める「延滞金」の支払いを求めることができます。

第12条 本規約の変更等

本事務局が本規約を変更するときは、あらかじめ変更の7日前までに、本事業のホームページ及び住宅省エネポータルにより、本規約の変更をする旨、変更内容及び変更の効力発生時期を通知するものとします。ただし、上記にかかるわらず、当該変更が給湯省エネ事業者一般の利益に適合する場合、又は緊急の必要がある場合、その他やむを得ない事情がある場合には、周知期間を短縮し、又は変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知することができるものとします。変更後の本規約については、本事務局が定めた効力発生時期より、効力を生じるものとします。

第13条 免責

1. 本事務局等は、本事業に関して、給湯省エネ事業者（給湯省エネ事業者になろうとする者を含む。以下、本条において同じ。）に生じたあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとします。ただし、本事務局等の故意又は過失によるものである場合には、本事務局等は、当該給湯省エネ事業者に直接かつ現実に生じた損害に限り、責任を負うものとします。
2. 本事務局等は、本事業に関して、給湯省エネ事業者と、第三者との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとします。

第14条 本事務局による個人情報の利用

本事業において本事務局が取得した個人情報の利用、保存及び管理には、本事業のプライバシーポリシーが適用されます。給湯省エネ事業者は、共同事業者が本事務局に提供する共同事業者の個人情報について、本事業のプライバシーポリシーに従って利用、保管及び管理等されることについて、共同事業者の同意を得るものとします。

第15条 給湯省エネ事業者の秘密保持義務及び個人情報保護義務

1. 給湯省エネ事業者（給湯省エネ事業者になろうとする者を含む。以下、本条において同じ。）は、本事業に関連して、本事務局等から開示される技術上又は営業上の情報（以下、「秘密情報」という。）を、第三者に漏洩、開示又は公表してはならないものとします。ただし、本事務局の書面による事前の同意を得た場合はこの限りではありません。
2. 給湯省エネ事業者は、本事業上の義務を履行する目的に限り、秘密情報を複製、加工、及び利用することができます。
3. 給湯省エネ事業者は、本事務局から指示を受けた場合、当該指示に従い速やかに、秘密情報（秘密情報を複製及び加工したものを含む。）を返却、廃棄又は消去するものとします。当該返却、廃棄、又は消去に要する費用は、給湯省エネ事業者が負担するものとします。
4. 給湯省エネ事業者は、秘密情報及び個人情報の安全な管理のために、組織的、人的、物理的及び技術的な安全措置を講じなければならないものとします。
5. 本事務局が要求する場合、給湯省エネ事業者は、秘密情報及び個人情報の管理状態を本事務局に報告するものとします。また、本事務局は、給湯省エネ事業者に対し、事前の書面による通知により、本事務局が給湯省エネ事業者の業務の適正を確認するために必要と認める範囲内において、給湯省エネ事業者の事業所その他秘密情報及び個人情報の管理場所又は使用場所に立入り、関連する書類等の提出を求める等秘密情報及び個人情報の管理等の情報セキュリティ監査を行うことができるものとします。
6. 本事務局及び給湯省エネ事業者は、秘密情報又は個人情報の漏洩等の事故が発生し、又は発生したおそれのあることを知った場合、当該

事故の発生原因の如何にかかわらず、直ちにその旨を相手方に報告し、
本事務局と給湯省エネ事業者が協議の上、適切な措置を講じるものと
します。

7. 本事務局及び給湯省エネ事業者は、前項の事故について、事故を引
き起こした責任がいざれにあるかを協議の上、確定するものとします。

第16条 専属的合意管轄裁判所

本事業に関して、本事務局と給湯省エネ事業者又は給湯省エネ事業
者になろうとする者との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所
又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条 雜則

本規約に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項については、
手引き等に定めるものとします。

2025年3月 制定